

(仮称) 門真市第二期子ども・子育て
支援事業計画における「量の見込み」の算出
と確保方策について (案)

令和元年 7 月
こども部こども政策課

※ 今後、事業担当課との調整、国・府の動向により内容の検討を行うため、随時変更内容について再度ご検討いただきます。

1 量の見込みの考え方について

子ども・子育て支援法では、「市町村子ども・子育て支援事業計画」において、市町村が定める区域ごとに幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援事業についての「量の見込み」（現在の利用状況及び利用希望）、「確保方策」（確保の内容及び実施時期）を記載することとされており、教育・保育提供区域ごとに教育・保育の提供体制（確保方策）の検討、また、地域子ども・子育て支援事業に係る需給調整を判断することとなります。

● 子ども・子育て支援法 第 61 条第 2 項

市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) （略）教育・保育提供区域ごとの教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- (2) 教育・保育提供区域ごとの地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- (3) 略

子ども・子育て新制度から、「保育の必要量の認定（認定区分）」が導入されています。教育・保育の提供体制の量の見込みは、認定区分ごとに算出します。

【 幼児期の教育・保育 】

対象年齢	認定区分	対象事業		事業の主な対象家庭
3～5歳児	1号認定	教育標準時間認定	幼稚園 認定こども園	専業主婦(夫)家庭 就労時間が短い家庭 等
3～5歳児	2号認定	保育認定	標準時間認定 短時間認定	保育所 認定こども園 ひとり親家庭 共働き家庭 等
0～2歳児	3号認定	保育認定	標準時間認定 短時間認定	保育所 認定こども園 地域型保育事業

- ※ 教育標準時間：1日3～4時間の幼児教育の時間。
 ※ 保育標準時間：主にフルタイムの就労を想定。現行の11時間開所時間に相当。
 ※ 保育短時間：主にパートタイムの就労を想定。（保育標準時間と教育標準時間の中間程度を想定）

2 「教育・保育提供区域」について

国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」では、市町村は各事業の量の見込みと確保方策を提供するための区域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を、提供体制の確保方策を定める際の地理的な単位である「教育・保育提供区域」として定める必要があるとしています。

● 子ども・子育て支援法に基づく基本指針（前回のもの）

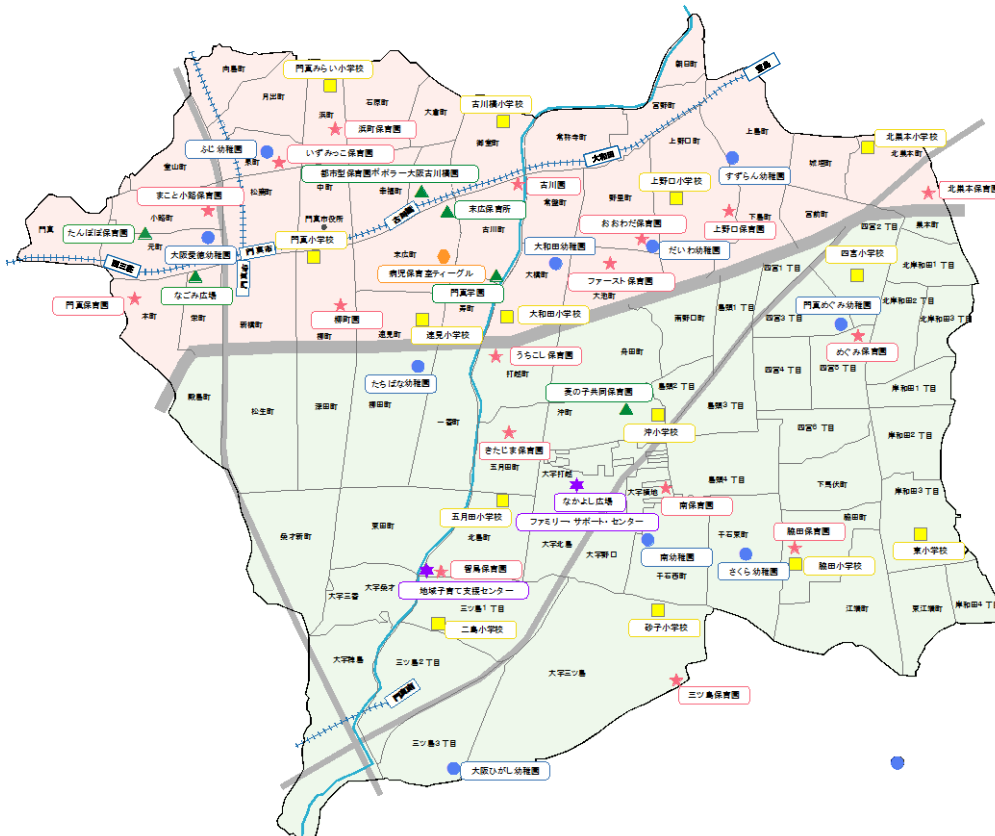
第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

二 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項

1 教育・保育提供区域の設定に関する事項

（二）市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要がある。

門真市の教育・保育提供区域としては、区域ごとの面積や児童人口に対する施設等の社会資源の数の均衡を考慮したうえで、前回の計画策定時に国道 163 号を境に南北に区割りした 2 区域と定めており、今回の計画においてもひきつづき 2 区域に設定します。



※平成 26 年時点

地域子ども・子育て支援事業の提供区域についても、前回計画で設定した提供区域を同様に設定する予定ですが、今後量の見込みの検討において適切な推計が見込めない場合や算定上の不都合が発生する場合は、担当課と調整の上、区域の変更も検討します。

【 地域子ども・子育て支援事業の提供区域 】

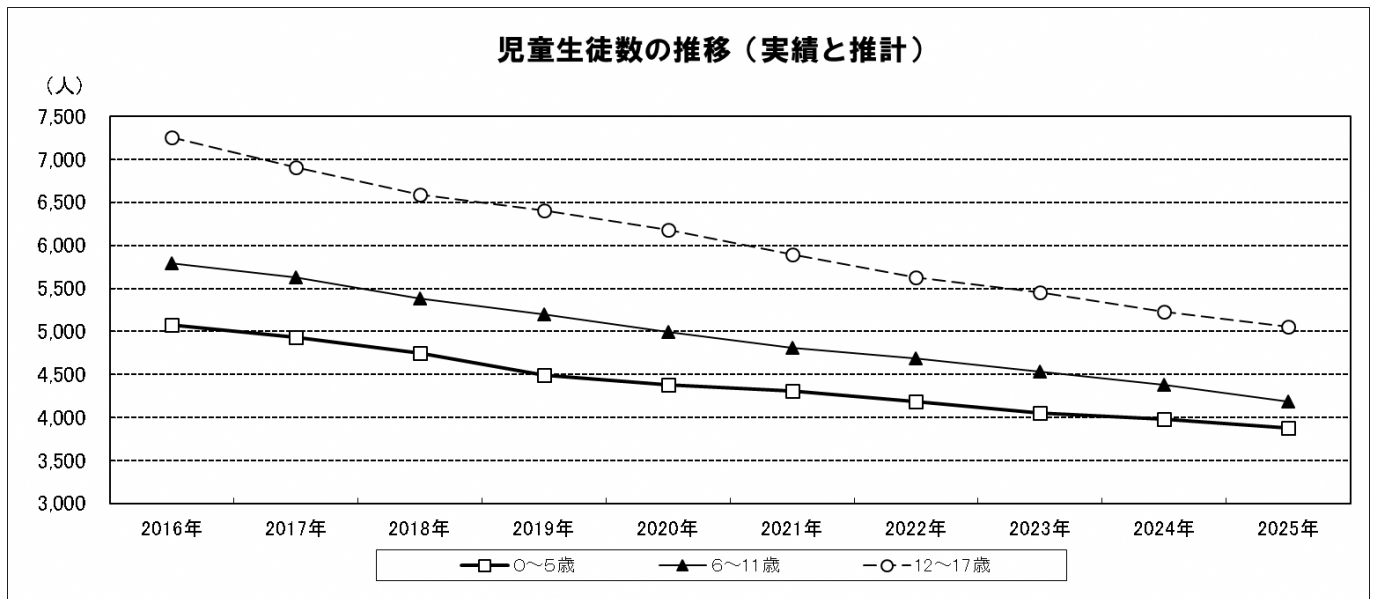
	事業名	区域	区域設定の考え方
1	利用者支援事業	全域	地域性を考慮する必要がなく市全域において事業展開を行うため、全域で設定
2	地域子育て支援拠点事業	全域	地域性を考慮する必要がなく市全域において事業展開を行うため、全域で設定
3	妊婦健康診査	全域	地域性を考慮する必要がなく市全域において事業展開を行うため、全域で設定
4	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）	全域	地域性を考慮する必要がなく市全域において事業展開を行うため、全域で設定
5	養育支援訪問事業	全域	地域性を考慮する必要がなく市全域において事業展開を行うため、全域で設定
6	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	全域	地域性を考慮する必要がなく市全域において事業展開を行うため、全域で設定
7	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	全域	地域性を考慮する必要がなく市全域において事業展開を行うため、全域で設定
8	一時預かり事業	全域	地域性を考慮する必要がなく市全域において事業展開を行うため、全域で設定
9	時間外保育事業（延長保育事業）	2区域	事業の性質上「教育・保育」の提供区域と同様に設定
10	病児・病後児保育事業	<u>2区域</u>	<u>今後、地域性を考慮した事業展開の必要性があるため、「教育・保育」の提供区域と同様に設定</u>
11	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	全域 (各小学校区)	各小学校区単位で放課後児童クラブを設置することを基本としつつ、市全域において事業展開を行うための全域で設定

3 今後の児童数の推計について

国が示す手引きに従い、平成 27（2015）年から平成 31（2019）年の住民基本台帳に基づき、計画期間中の児童数についてコーホート変化率法にて推計しました。推計結果は以下のとおりです。

年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	0～5歳 合計	6歳児 (小1)	7歳児 (小2)	8歳児 (小3)	9歳児 (小4)	10歳児 (小5)	11歳児 (小6)	6～11歳 合計
2016年	814	784	855	891	832	899	5,075	875	905	960	1,005	1,016	1,030	5,791
2017年	840	807	760	821	876	826	4,930	882	868	899	958	1,006	1,012	5,625
2018年	740	804	793	743	800	869	4,749	808	875	864	884	949	1,003	5,383
2019年	728	700	765	777	734	792	4,496	860	800	866	855	872	949	5,202
2020年	729	717	684	756	770	727	4,383	776	852	793	859	849	870	4,999
2021年	707	718	699	676	750	763	4,313	712	769	845	787	853	847	4,813
2022年	685	697	701	691	670	743	4,187	747	705	763	838	781	851	4,685
2023年	662	674	681	692	685	663	4,057	728	740	700	757	832	779	4,536
2024年	639	652	658	673	686	678	3,986	649	721	734	694	752	829	4,379
2025年	618	630	636	651	667	679	3,881	666	642	716	728	689	749	4,190

12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	12～17歳 合計
1,099	1,140	1,160	1,188	1,321	1,350	7,258
1,018	1,096	1,142	1,160	1,172	1,322	6,910
1,006	1,019	1,097	1,139	1,163	1,170	6,594
991	999	1,015	1,099	1,142	1,161	6,407
941	989	998	1,015	1,095	1,142	6,180
862	939	988	998	1,011	1,095	5,893
839	860	938	988	994	1,011	5,630
843	837	859	939	985	994	5,457
772	841	836	859	936	985	5,229
821	770	840	836	857	937	5,061



※住民基本台帳人口を元に教育・保育区域（北部・南部）ごとに人口推計し、その結果を全市として積み上げ。転出などにより減少率が極端な年齢・性別については減少率を一部補正

児童数の推移をみると、この5年間で徐々に減少しており、したがって人口推計でも令和2年度以降も減少が続く予測になっています。

4 「量の見込み」の算出の方法・考え方について

量の見込みの算出にあたっては、国が示す手引きに従い、保護者に対する利用希望把握調査等（以下、ニーズ調査）の結果から、就労状況や希望等を踏まえた潜在的な「家庭類型」に分類し、推計児童数に乗じて家庭類型別児童数を算出したうえで、各家庭類型におけるサービス利用意向率を乗じて算出します。

保護者の就労状況等から分類する潜在的家庭類型は以下のとおりです。

■ 分類の流れ（イメージ）

配偶者がいない

→ はい **タイプA**

↓ いいえ

両親がフルタイム

→ はい **タイプB**

↓ いいえ

フルタイムとパートの共働き

→ はい **タイプC**

↓ いいえ

パートの共働き

→ はい **タイプE**

↓ いいえ

フルタイム（またはパート）と無職

→ はい **タイプD**

↓ いいえ

両親が無職

→ はい **タイプF**

※ C' と E' は C と E で働く時間数が異なる

家庭類型	就労状況等
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム× パートタイム （就労時間：月120時間以上+下限時間～120時間の一部）※
タイプC'	フルタイム× パートタイム （就労時間：月下限時間未満+ 下限時間～120時間の一部）※
タイプD	専業主婦（夫）
タイプE	パートタイム× パートタイム （就労時間：双方が 月120時間以上+下限時間～120時間の一部）※
タイプE'	パートタイム× パートタイム （就労時間：いずれかが 月120時間以上+下限時間～120時間の一部）※
タイプF	無業×無業

※ 自治体で定める保育の必要性の下限時間を「下限時間」と記載（門真市は64時間）

【C と C'（E と E'）の区分】

現在の利用状況又は今後の利用意向を勘案し、

パートによる就労時間が短く、

幼稚園を利用する可能性が高い者を C'（E'）に区分する。

●量の見込みの算出にあたっての考え方について

量の見込みの算出にあたっては、国の手引きにおいて、ニーズ調査結果を用いた算出方法が示されているとともに、算出された量の見込みに対する様々な要因を考慮した場合の補正及び自治体が独自に算出することを認めています。

国の手引きにニーズ調査結果を用いた算出方法が示されている事業については、手引きにおける算出を原則としながらも、国の手引きの算出方法では、希望する事業がすべてニーズ量に算出されるためにニーズ量が大きくなりやすい等の問題のために、計算されたニーズ量が実態と乖離している場合があります（特に、地域子ども・子育て支援事業において算出されるニーズ量）。

過去の事業実績などから勘案し、量の見込みが実態に即さないものについては、量の見込みに対する補正を行う、利用実績等から量の見込みを推計する等の方法を事業ごとに設定するものとします。

- 例）・0歳児の保育の量の見込みについて、育児休業制度があるにも関わらず取得状況が反映されないため、実際の利用以上のニーズ量が推計される
- ・病児・病後児保育において、実際に利用する人・日数は少ないが必要な時に利用したいと考える人が多いため、実際の利用以上のニーズ量が推計される 等